

## 生駒市条例第5号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月14日

生駒市長 山下 真

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和63年12月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 生駒市高山学研地区整備計画区域の項中「平成21年6月30日生駒市告示第121号」を「平成23年2月10日生駒市告示第28号」に改める。

別表第2 生駒市高山学研地区整備計画区域の部研究所ゾーンの項中「工場」の次に「（同項第2号から第4号まで、第6号、第15号、第19号、第22号及び第25号から第27号までに掲げる事業を営む工場を除く。）」を加え、「、地下貯蔵槽により貯蔵される」を「、第1石油類、アルコール類、」に、「及び第4石油類並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類及びアルコール類」を「、第4石油類及び動植物油類」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。